

合併処理浄化槽維持管理費補助金制度

4月から受け付け開始

問 まちづくり課 環境下水道係
☎ 77-3924

浄化槽の効果的な利用には、浄化槽法で定められた保守点検・清掃・法定検査を実施することが必要です。

町では、合併処理浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

- ・トイレの汚水のみを処理する
- ・補助対象となる経費
- ・合併処理浄化槽の維持管理にかかる保守点検費（※2）
- ・法定検査費用

9月30日(水)

■受付期限
※右記①②③の必要書類を一部でも紛失してしまった方は、検査依頼先に連絡し、書類の再発行をしてください。

○保守点検に関する問合せ
 (社)千葉県環境保全センター
 ☎ 043-1245-14222

補助対象者・補助金額

■対象者 芝山町に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方

■補助金額
 年1回 1万円（上限）

対象とならない方

- ・浄化槽の設置届けをせずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・法定検査を受けていない方（※1）
- ・法定検査の結果が不適正と判定された方
- ・千葉県浄化槽取扱指導要綱を遵守していない方
- ・賃貸など営利を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置した方
- ・町税を滞納している方

・汚泥の汲取りにかかる費用
 単独処理浄化槽の維持管理費

受付期限・申請方法

（※1）
 法定検査とは

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が發揮されているかを確認する重要な検査です。

申請に必要なもの

- ①維持管理に関する契約を証明する書類の写し
- ②平成31年4月1日から令和2年3月31日までに法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類の写しと領収書の写し
- ③平成31年4月1日から令和2年3月31日までに保守点検を実施した全ての記録票および領収書の写し
- ④申請者名義の預金通帳または口座番号が分かるもの
- ⑤印鑑

○法定検査に関する問合せ
 (社)千葉県浄化槽検査センター
 ☎ 043-1246-16283

保守点検とは

浄化槽のさまざまな装置が正常に作動しているか点検し、装置の調整・修理、汚泥などの引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。保守点検の作業には技術上の基準があり、専門的知識や技能、専用の器具機材が必要です。県知事登録をしている保守点検資格のある業者に作業を委託することをおすすめします。（年3回以上、点検費は有料）。

用語解説

（※2）
 法定検査とは
 浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が發揮されているかを確認する重要な検査です。



狂犬病予防接種

予防接種は飼い主の義務

問 まちづくり課 環境下水道係 077-3908

犬の飼い主は、飼い犬に狂犬病予防接種を「毎年1回接種させること」が法律で義務付けられています。日程表で会場と時間をご確認の上、必ず接種してください。

狂犬病と予防注射

狂犬病は、犬も人も発症すれば致死率が100%という非常に恐ろしい病気です。狂犬病ウイルスに感染した動物にかまれた傷などから、唾液に含まれるウイルスが体内に入ることで感染します。

幸い日本では、昭和32年以降発症していませんが、アジアやアフリカをはじめとして世界各国では、今でも狂犬病が数多く発症しています。このことから、日本でもいつ発症してもおかしくない状況の中、検疫の強化とともに犬全体の予防注射接種率を高く維持する必要があります。

飼い犬は登録が必要です

狂犬病予防法に基づき生後91日以上の犬は、登録と予防注射の接種が義務付けられています。



■注射料など

（新規登録と注射をする場合）

1頭	6,500円
1頭	3,500円

（新規登録のみの場合）
1頭 3,000円

■持参するもの

町からの通知はがき

■会場へお越しの際のお願い

- ・飼い犬のファンの処理は必ず行ってください。
- ・会場へは飼い犬を固定できる人が連れてきてください。

- ・会場へは飼い犬を固定できる人が連れてきてください。
- ・会場へは飼い犬を固定できる人が連れてきてください。

■動物病院でも接種できます

狂犬病予防注射は動物病院でも接種することができます。集合注射に参加できない場合は、必ず動物病院で接種してください（料金は各病院にお問い合わせ下さい）。なお、動物病院での上、環境下水道係で注射済票の交付を受けてください。

新型コロナウイルスの影響により、実施が中止となる場合があります。

■狂犬病予防集合注射日程表

開催日	会 場 名	実 施 時 間
5月7日 (木)	高谷共同利用施設	午前9時～9時15分
	大台北集会所	午前9時25分～9時40分
	加茂集会所	午前10時～10時15分
	菱田共同利用施設	午前10時30分～10時45分
	牧野集出荷所	午前11時05分～11時20分
	福祉センター「やすらぎの里」	午前11時35分～午後0時10分
5月8日 (金)	川津場・三和公民館	午前9時～9時15分
	新井田公民館	午前9時35分～9時50分
	はにわ台児童公園	午前10時00分～10時20分
	バルーンド公民館前	午前10時30分～10時45分
	役場車庫前	午前11時～11時50分